

平成 29 年度 ゆめみヶ丘岸和田魅力あるまちづくり推進業務 募集説明書

1. 目的

本説明書は「平成 29 年度 ゆめみヶ丘岸和田魅力あるまちづくり推進業務」に係る契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）の選定にあたり、プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

平成 29 年度 ゆめみヶ丘岸和田魅力あるまちづくり推進業務

(2) 業務場所

ゆめみヶ丘岸和田地区内

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

本契約締結日から平成 30 年 3 月 20 日まで

3. 予算額

委託料の上限は 1,476,360 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

平成 29 年 6 月 5 日（月）	公募開始
平成 29 年 6 月 13 日（火）	質疑提出開始
平成 29 年 6 月 15 日（木）	質疑提出期限
平成 29 年 6 月 20 日（火）	質疑回答期限
平成 29 年 6 月 21 日（水）	参加申込書提出開始
平成 29 年 6 月 27 日（火）	参加申込書提出期限
平成 29 年 7 月 3 日（月）	参加資格審査結果通知
平成 29 年 7 月 11 日（火）	応募書等提出日
平成 29 年 7 月 20 日（木）	選定結果の通知
平成 29 年 7 月 21 日（金）	契約協議、HP 公表
平成 29 年 7 月 28 日（金）	契約締結

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

(1) 市の指名競争入札参加資格を有する者。

(2) 地方地自法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4

第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市 まちづくり推進部 丘陵地区整備課

電話 072-423-9658 FAX072-423-2286

メールアドレス kyuryo@city.kishiwada.osaka.jp

ウェブページ <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/48/>

(2) 参加申込み手続きに関する事項

プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集説明書、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、以下の①に掲げる提出書類を提出しなければならない。参加申込書の提出のない者の応募は認めない。

① 提出書類

ア) 参加申込書

イ) 誓約書（岸和田市暴力団排除条例関係。ただし入札参加資格登録時に提出済みの場合は不要とする。）

② 受付期間

平成 29 年 6 月 21 日（水）から平成 29 年 6 月 27 日（火）までの5日間の各平日の午前 9 時から午後 4 時まで

※平成 29 年 6 月 24 日（土）及び 6 月 25 日（日）の2日を除く。

③ 受付方法

参加申込書に参加者の所在地、商号又は名称、代表者名及び担当者の氏名、連絡先を記載のうえ代表者印を押印し、必ず直接持参で提出すること（郵送不可）。

④ 受付場所

岸和田市 まちづくり推進部 丘陵地区整備課（前述 6 の(1)による）

⑤ 参加資格の審査結果通知

参加資格の審査の結果は書面により通知するものとする。

また参加資格を満たさないと判断された者にはその理由を付して通知するものとする。なお参加資格を満たさないと判断された者は、下記期間にその理由について説明を求めることができる。その際は前述 6 の(1)の丘陵地区整備課にて当事者であることを確認のうえ面談にて行うものとします。

平成 29 年 7 月 4 日（火）から平成 29 年 7 月 10 日（月）までの5日間の各平日の午前 9 時から午後 4 時まで

※平成 29 年 7 月 8 日（土）及び 7 月 9 日（日）の2日を除く。

⑥ 仕様書等の配布

ア) 仕様書（案）等については、前述 6 の(1)の丘陵地区整備課ウェブページに掲載する。

イ) 見積要項、見積書及び業務費内訳書（金抜設計書）は、参加申込書持参時に配布する。

⑦ 仕様書等に対する質問及び回答

ア) 受付期間

平成 29 年 6 月 13 日（火）から平成 29 年 6 月 15 日（木）までの3日間の各平日の午前 9 時から午後 4 時まで

イ) 受付方法

業務名、業務場所、参加者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス）、質問事項を記載のうえ、直接持参又は FAX 若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること（様式自由）。なお FAX 若しくは電子メールにより提出する際は、着信確認を必ず行うこと。またその他の方法による質問には一切応じないものとする。

ウ) 受付場所

岸和田市 まちづくり推進部 丘陵地区整備課（前述 6 の(1)による）

エ) 回答予定日

平成 29 年 6 月 20 日 (火)

オ) 回答の閲覧方法

前述 6 の(1)の丘陵地区整備課ウェブページに掲載する。

⑧ 現場説明会は実施しない。

(3) 応募に関する事項

① 応募の場所及び日時

ア) 応募期間

平成 29 年 7 月 11 日 (火) 午前 9 時から午後 4 時まで

イ) 応募場所

岸和田市 まちづくり推進部 丘陵地区整備課 (前述 6 の(1)による)

② 応募書等の提出について

ア) 応募者は、見積要項を前述①ア) に示す応募期間に、前述①イ) に示す応募場所に持参しなければならない。

イ) 応募者は、技術提案書、見積書及び業務費内訳書 (以下「提案書等」という。) を角形 2 号封筒に入れ、封筒の表面に、業務名、業務場所、応募者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先 (電話番号、FAX 番号、メールアドレス) を記載のうえ前述①ア) に示す応募期間内に、前述①イ) に示す応募場所に必ず持参で提出すること (郵送不可)。

ウ) 応募期間外に提出した提案書等は、理由の如何に関わらず受理しないものとする。

エ) 封筒の記載例

業 務 名 : 平成 29 年度ゆめみヶ丘岸和田魅力あるまちづくり推進業務

業務場所 : ゆめみヶ丘岸和田地区内

応募者の商号又は名称 : 〇〇〇〇〇〇〇

担当者の所属及び氏名 : 〇〇部〇〇課 □□□□

担当者連絡先【電話番号】 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【FAX 番号】 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【メールアドレス】 : 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇

③ 応募書等の作成について

応募書等の作成は下記のとおりとする。その他作成に関する問い合わせ先は前述 6 の(1)の丘陵地区整備課とする。なお問い合わせに対する回答のうち参加者全員に周知すべきものがあつた場合は、その内容を前述 6 の(1)の丘陵地区整備課ウェブページに掲載する。

ア) 見積要項

応募者の所在地、商号又は名称、代表者名を記入のうえ代表者印を押印すること。

イ) 見積書

応募者の所在地、商号又は名称、代表者名を記入のうえ代表者印を押印すること。

見積金額については、金額の頭に金又は¥の字を記入し、消費税及び地方消費税分8%に相当する金額を除いて記入すること。また見積金額を訂正したものは無効とする。

ウ) 業務費内訳書(金抜設計書)

金抜き設計書の内訳書まで直接見積金額を記入し、表紙に応募者の商号又は名称、代表者名を記入のうえ代表者印を押印すること。

エ) 技術提案書

技術提案書の様式は、別記様式とし、以下の留意事項に基づき記載すること。様式のサイズはA4判縦とし、以下(a)から(g)の順に並べたうえで、それぞれに付箋等により見出しをつけたものを5部提出すること。

(a) 技術提案提出書(様式1)

- 応募者の所在地、商号又は名称、代表者名を記入のうえ代表者印を押印すること。

(b) 業務の実施方針(様式2)

- 業務の実施方針、業務フロー、工程計画について様式2に記載すること。提案については様式2(A4サイズ片面)1枚以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし図表等に用いる文字のフォントは判読可能な大きさを可とする。

(c) 評価のテーマに対する技術提案(様式3)及び参考資料

- 提出を求める提案は「地域資源を活かした魅力あるまちづくりの推進をするための効果的なブランディング強化方策について」とし、様式3を作成し、具体的かつ簡潔に記載すること。提案については様式3(A4サイズ片面)1枚以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし図表等に用いる文字のフォントは判読可能な大きさを可とする。
- 参考資料については様式自由(A4サイズ片面)1枚以内とする。参考資料に記載する内容は、様式3に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。

(d) 提案者の業績実績(様式4)及び参考資料

- 平成20年4月1日から提案書等を提出する日の前日までに、完成・引渡し完了した国、地方公共団体発注の業務実績の中から該当するもので各1件を様式4に記載すること。

- 記載した実績の全ての内容が確認できる資料として、領収書がついた TECRIS 業務カルテ等の書類を添付すること。TECRIS に登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務名、発注機関、業務場所、業務概要等）が確認できる資料（業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。
- (e) 配置予定技術者（主任技術者）の資格等（様式5）及び資格を保有していることを証する書類（資格者証の写し等）
 - 当該業務に配置予定の技術者について、氏名、保有している資格等を様式5に記載すること。様式5に記載した技術者の資格が確認できる資料として、記載した資格を証明する書類の写し（登録証、証明証、合格証、免許証等）を添付すること。
 - また記載した技術者の常勤性が確認できる資料として、下記のいずれかの写しを添付すること。
 - i) 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - ii) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - iii) その他常勤性を確認できる資料
- (f) 岸和田市発注業務の実績（様式6）及び実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - 平成 20 年 4 月 1 日から提案書等を提出する日の前日までに元請けとして完成・引渡し完了した岸和田市発注業務の実績について、様式6に記載すること。
 - 5件以上の実績を有する場合は、新しいものから順に5件を記載すること。
 - 契約書の写しを添付すること。
 - 該当のない場合についてもその旨を記載し、必ず提出すること。
- (g) 市内営業所等調書（様式7）
 - 岸和田市内の本店、支店、営業所等の状況について、様式7に記載すること。
 - 岸和田市内に営業所（本店及び支店を含む。）がない場合にも、「該当なし」と記載し、必ず提出すること。

④ 応募の無効

応募時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った応募は、無効とする。

7. 評価方法等

(1) 評価の方法

- ① 技術提案書の評価は、丘陵地区整備に係る委託業務プロポーザル方式実施要綱（平成 26 年 7 月 17 日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき、丘陵地区整備プロポーザル方式受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提出された技術提案書により行う。
- ② 評価の方法は、技術評価の得点を合計した数値を技術評価の配点の合計で除した数値に 100 を乗じて得た数値（以下「技術評価点」という。）をもって行う。

$$\text{技術評価点} = 100 \times (\text{技術評価の得点を合計した数値} / \text{技術評価の配点の合計})$$

(2) 受託候補者選定の方法

実施要綱に基づく別表 1 受託候補者選定基準により技術評価を行い、丘陵地区整備プロポーザル方式受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の議を経て受託候補者を決定するものとし、失格者を除く次の要件に該当する応募者のうち、技術評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお技術評価点の最も高い者が複数の場合は、見積価格が最も安価な者を受託候補者とする。また金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

- ① 見積価格が契約価格の上限の範囲内であること。
- ② 提出した技術提案が、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしていること。
- ③ 技術評価点が評価基準の総合点の 60% 未満でないこと。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積価格が前述 3 の契約価格の上限を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の通知をする。また選定結果通知日翌営業日に、下記(1)の公表事項を前述 6 の(1)の丘陵地区整備課ウェブページにおいて公表するとともに、前述 6 の(1)の丘陵地区整備課において閲覧に供するものとする。

(1) 公表事項

- ① 受託候補者の名称、法人番号、総合評価点及び選定理由
- ② 上記①以外のお応募者の総合評価点（応募者名は公表しない）

(2) 受託候補者決定予定日 平成 29 年 7 月 20 日（木）

(3) 非選定者は下記の期間において非選定となった旨の説明を求めることができる。その際は前述 6 の(1)の丘陵地区整備課にて当事者であることを確認のうえ面談にて行うものとします。

平成 29 年 7 月 21 日（金）から平成 29 年 7 月 27 日（木）までの 5 日間の
各平日の午前 9 時から午後 4 時まで

※平成 29 年 7 月 22 日（土）及び 7 月 23 日（日）の 2 日を除く。

9. 契約手続

- (1) 受託候補者と岸和田市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで、協議が整った場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により契約を締結するものとする。なお仕様については、提案書等の内容を基本に作成するものとするが、発注者の意向により一部変更して契約を締結する場合がある。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額以上の額を契約保証金として契約と同時に納付しなければならない。ただし岸和田市財務規則第 123 条第 1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては完了払いとする。
- (4) 受託候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なおこの場合は次順位者を受託候補者とする。
- (5) 契約条項は前述 6 の(1)の丘陵地区整備課ウェブページに掲載する。

10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差替え、書換え、追加及び削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 岸和田市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 技術提案書の提出は 1 者につき 1 案とします。

11. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された技術提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成 12 年 3 月 21 日条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。なお本プロポーザルの受託候補者選定の前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て参加者の負担とします。また緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なおこの場合において、本プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後又は技術提案書の提出後において、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、前述 6 の(1)の丘陵地区整備課

あてに提出してください。

- (4) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし受注先に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受注者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (5) 参加事業者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (6) 受託候補者決定後、契約日までの期間に、受託候補者が前述5に定める要件の全てに該当しなくなった場合又は法令違反等が発覚した場合は契約締結できません。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。

別表１ 受託候補者選定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
技術評価	(1)技術提案	実施方針、業務フロー、工程計画の妥当性	20	/55
		評価テーマに対する技術提案の的確性	10	
		評価テーマに対する技術提案の実現性	10	
		評価テーマに対する技術提案の独創性	15	
	(2)実施体制	提案者の業績実績	20	/30
		配置予定技術者（主任技術者）の資格等	10	
	(3)地域貢献	企業の過去 10 年間の岸和田市発注業務の実績	10	/15
		岸和田市内の本店、支店並びに営業所等の有無	5	
技術評価の合計			100	/100